

判決年月日	平成 2 1 年 6 月 2 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 2 1 年（行ケ） 10031号		
○ 指定商品を「レーザー光照射型混入異物検査装置」とする「L a s e r E y e」なる商標は、指定商品に「牛乳殺菌機」を含む「レーザーアイ／L A S E R E Y E」とする登録商標との関係で、商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当する。			

（関連条文）商標法4条1項11号

本件は、「L a s e r E y e」の欧文字を標準文字で表し、指定商品を第9類「レーザー光照射型混入異物検査装置」とする本願商標について、指定商品に「牛乳殺菌機」を含む「レーザーアイ／L A S E R E Y E」なる登録商標（引用商標）と類似するという理由で、商標法4条1項11号に該当し、登録を受けることができないとされた審決の取消訴訟である。

原告は、取消事由として、①本願商標の指定商品の認定の誤り、②両指定商品の類否判断の誤り（両指定商品が目的、用途及び機能が共通であるとの認定の誤り、製造業者及び需要者が共通するとの認定の誤り、本願商標の指定商品に本願商標を付して販売することが出所を混同させるおそれがあるとの判断の誤り）を主張した。

本判決は、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

『①「レーザー光照射型混入異物検査装置」の属する「異物検査機（異物検出機）」の製造業者は、食品の製造・加工用の機械メーカー以外のメーカーのみならず、食品の製造・加工用の機械メーカーによっても生産され、「牛乳殺菌機」の属する「殺菌機」は、食品の製造・加工用の機械メーカーが生産していること、②「レーザー光照射型混入異物検査装置」の属する「異物検査機（異物検出機）」と「牛乳殺菌機」の属する「殺菌機」の双方を販売している会社もあること、③両商品は、いずれも食品の製造・加工メーカーを、その需要者とする事、以上の事実を総合すると、両商品の製造業者及び需要者は共通するというべきである。』

『指定商品が類似のものであるかどうかは、商品自体が取引上誤認混同のおそれがあるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあると認められる関係にある場合には、たとい、商品自体が互いに誤認混同を生ずるおそれがないものであっても、それらの商標は商標法4条1項11号にいう「類似の商品」に当たると解するのが相当である。』

『これを本件についてみると、本願商標の指定商品「レーザー光照射型混入異物検査装置」の属する「異物検査機（異物検出機）」と「牛乳殺菌機」の属する「殺菌機」とは、①製造業者の一部が食品の製造・加工用の機械メーカーであることにおいて共通していること、②両商品を販売する会社もあること、③いずれも食品の製造・加工メーカーにおいて使用されていること、以上の諸点に照らせば、両商品の対象とする食品の種類や具体的な目的及び機能ないし用途に、前記…のような違いがあるとしても、「レーザー光照射型混入異物検査装置」の属する「異物検査機（異物検出機）」と「牛乳殺菌機」の属する「殺菌機」とに同一又は類似の商標が使用されるときは、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認・混同するおそれがあると認められる関係にあり、商標法4条1項11号にいう「類似の商品」に当たると解するのが相当である。』

『本願商標は、「L a s e r E y e」の欧文字を標準文字で表し、引用商標は、「レーザーアイ」の片仮名文字と「L A S E R E Y E」の欧文字とを上下二段に横書きしたもので、称呼を共通にし、外観においても近似した印象を与え、両商標の類似性は高い。そして、本願商標をその指定商品に使用した場合には、引用商標との間で出所に誤認混同を生ずるおそれがあることは明らかである。本願商標は、商標法4条1項11号に該当するといわざるを得ない。』